

自治基本条例を制定

〜市政への市民参加と協働のまちづくりに向けて〜

市では、これまで情報の公開を進めるとともに、市長へのはがき・メールにより直接市民のみなさんから意見を伺ったり、事業の実施にあたってはさまざまな市民参加の機会を設けるなど、市民に開かれた市政運営に努めてきました。また、市の将来を左右する重要な政策の決定にあたっては、市民の総意を反映させるために「富士見市民投票条例」を制定しました。

こうした中で、より一層、市民自治を発展させ、活力あるまちづくりをめざすために、「富士見市自治基本条例」が平成16年3月議会で可決され、4月1日に施行されました。今回は、この条例の概要をお知らせします。

制定の背景は

地方分権の時代といわれる中で、国・県からの権限委譲が進められ、地方自治体が自らの権限と責任で意思決定する領域が拡がりつつあります。また、少子高齢化や情報化社会の進展に伴い、市民ニーズに因應するための行政課題はこれまで以上に、多様化高度化しています。

一方、住みよいまちづくりをめざして、市民のみなさんによるさまざまな地域活動が展開されており、自分たちの地域のことは自分たちの知恵と力を出し合いながら取り組もうという、まちづくりへ参加する意識が高まっています。

条例の内容

こうしたことを背景に「富士見市自治基本条例」は、自治の担い手である市民のみなさんと、その信託を受けた議会、市長、職員のそれぞれの役割と責任を明確にするとともに、市民の意見・要望を市政に反映する仕組みとして、市民参加手続や市民意見提出手続を定めています。

また、開かれた市政運営を進めるために、市は、これまで以上に市民のみなさんへ情報を分かりやすくお知らせすることや、説明する責任を果たすことなどを規定しています。これにより市民参加と協働を基調とした自治の推進を図り、

市民主体の活力あるまちづくりを進めていこうというものです。

市民参加の仕組みの概要は左のページをご覧ください。自治基本条例については、市ホームページ、市政情報コーナーでご覧いただけます。



富士見市自治基本条例の概要

条 項	概 要
前文	市民の市政への参加と市民と市の相互の信頼関係のもとで、パートナーシップに基づく協働のまちづくりを進めます。
定義	市民：市内に在住、在勤、在学する人や市内の事業所や団体。 市民参加：市の施策の立案段階から、実施、評価のそれぞれの過程において、市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわること。 協働：市民と市が、それぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し、補完し合うこと。
基本原則	市民参加と協働のまちづくりを市の自治の基調として進めていくために、次の3項目をまちづくりの基本原則とします。 情報共有の原則 参加の原則 協働の原則
市民の権利・責務	市民がまちづくりの主体であり、市政に参加する権利や市政に関する情報を知る権利を保障します。一方、市民の責務として、自らの意思で主体的にまちづくり活動に参加することに努めます。
議会の責務	市民の意思が市政に反映されるよう努め、市政運営が適正に行われるよう調査、監視する役割を果たします。
市の責務	市が果たすべき責務については、次のとおりです。

< 市民参加手続・市民意見提出手続の流れ >

重要な施策の立案

重要な施策を立案するにあたり、市は、以下の方法の中から市民参加の機会を設け、案の作成を行います。

- 審議会等の設置
- 説明会の開催
- 市民意向調査の実施
- ワークショップの実施
- その他



策定案の公表

施策の策定案を広報『ふじみ』や「市のホームページ」などにより公表し、市民のみなさんの意見を伺います。



市民意見の提出

提出期間... 案の公表日から原則 1 か月間
提出方法... 郵送、ファクシミリ、ホームページ等



市民意見の取扱い

市民のみなさんから提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
案を修正した場合は、その内容も公表します。

市民参加手続

市政運営上、とりわけ重要な施策の立案や実施、評価のそれぞれの過程において、市民参加の機会を設けます。

対象となる施策

市の基本構想

市の総合的な施策に関する計画（例＝基本計画）

各行政分野の施策の基本事項を定める計画（例＝環境基本計画など）

市政の基本事項を定めることを内容とする条例（例＝自治基本条例、情報公開条例など）
市長および教育委員会が特に必要と認めるもの

市民意見提出手続
（パブリックコメント）

市民意見提出手続とは、市が重要な施策を策定する際に、事前に案を公表し、幅広く市民のみなさんの意見を伺い、施策に反映していくものです。また、提出された意見について市の考え方を公表していきます。

案の公表の内容

公表する資料：重要な施策の策定案および案を作成した目的など

審議会や検討会議などへの市民参加

市が設置する審議会や検討会議の委員の選出にあたっては、



市民の意見を反映するために、市民公募を積極的に進めることを定めています。

市民参加手続

・市は市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に市政に反映していきます。
・市長は、市を代表し、この条例の目的遂行のため誠実に市政の執行に努めます。
・職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、この条例の目的遂行のため必要な努力をしていきます。

重要な施策の立案、実施および評価の過程において、市民参加手続を行います。

市民意見提出手続
（パブリックコメント）

重要な施策の策定または改廃に当たっては、市民意見提出手続を行います。

審議会等委員の公募

審議会等における市民参加を拡充するため、委員の公募に努めます。

まちづくり活動の促進

市は、市民の行うまちづくり活動を促進していくために、情報提供や相談等の支援をしていきます。

説明責任・応答責任

市の仕事の内容や必要性を市民に分かりやすく説明していきます。また、市民の意見や要望に対して迅速かつ誠実に応答します。

市民投票制度の活用

市や市民全体に直接の利害関係がある重要な事項については、市民投票制度の活用を努めます。

条例の見直し

条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例が制定の趣旨に沿った内容を維持しているか見直しを行います。

問合せ / 政策推進室

☎ 049-251-2711 (内) 231